

台湾医師会との iJMAT 協定書調印式出席の件（報告）

1. 出張期間：平成 27 年 7 月 30 日（木）、31 日（金）
2. 出張先：台北（台湾）
3. 出張者：横倉会長、石井常任理事
（随行）能登国際課長
4. 内 容：民間ベースでの災害時の医療・救護活動の国際協力を促進するため、医師の資格と適正、身分の申し出と受入れの手続き、円滑な実施体制について定めた「災害時の医療・救護支援における医師の派遣と支援体制の相互承認に関する日本医師会と各国医師会との間の協定」（iJMAT）の協定を台湾医師会及び台湾路竹会（台湾の海外災害医療支援 NGO）と締結するため、台北市における調印式に横倉会長と石井常任理事が出席した。調印式では、横倉会長が台湾医師会 Su 会長、台湾路竹会 Liu 会長とそれぞれ協定書に署名した。調印式は外交部で行われ、衛生福利部、外交部、立法院から関係者が出席した他、NHK 始め日本のメディアの台湾支局複数社による取材が行われた。
5. 主な面談者

台湾医師会	Ching-Chuan Su 会長、Ming-Chung Tsai 秘書長、Shin-Lu Ying 理事、Chia-Hsun Chang 常務理事、Tsung-Cheng Kuo 監事長
台湾路竹会	Chi-Chun Liu 会長
衛生福利部	Cindy Lai 国際協力局課長
外 交 部	Charles-C. Li NGO 国際局副執行長 Shue-I Huang 亜東太平洋局日本政務課第一書記
亜東関係協会*	Jen-Joe Chang 秘書長 （※台湾の対日窓口機関）
立法院	Chen-Chang Lai 立法委員

以上

災害時の医療・救護支援における医師の派遣と支援体制の 相互承認に関する 日本医師会と各国医師会との間の協定

日本医師会及び各国医師会（以下「両締約医師会」という）は、伝統的な友好関係を考慮し、それぞれの国や地域で緊急事態と認められる大規模で広範囲にわたる災害時の医療・救護活動における海外からの支援として、医師の派遣と支援体制を相互に承認することが、被災者への医療・救護活動を促進する重要な手続きであることを認識し、また、世界医師会「災害対策と医療に関するWMAモンテヴィデオ宣言」（2011年10月採択）に基づき、医師に対する災害訓練プログラムにおける一貫性を確保するための「標準能力」の推進を図る必要性を認識し、次のとおり協定した。

第1条 協定の目的

この協定は、両締約医師会が所在する国や地域におけるこの協定の対象となる災害時の医療・救護活動を促進するため、医師の派遣の申し出を行う国や地域の締約医師会が医師の資格と適正、及び身分を申し出る手続きと、他方の締約医師会がその結果を受入れる手続き、及び派遣による円滑な医療・救護支援の実施に関する基本的な体制について定める。

第2条 定義

この協定の適用上、「医師の資格と適正、及び身分を申し出る手続き」とは、締約医師会が、派遣する医師について、締約医師会が所在する国や地域の法令に従って医療を行える者であり、かつ、世界医師会「災害対策と医療に関するモンテヴィデオ宣言」に基づく「標準能力」を有しているとともに、スフィア・プロジェクト「人道憲章と人道対応に関する最低基準」に示されている6つの必須保健サービスのいずれかの分野を熟知し、かつ、災害時における組織運用を定めた緊急時総合調整システム（ICS：Incident

Command System) を理解している者であることの認証とその医師の身分を、派遣を受入れる国や地域の締約医師会に対してこれを提示して申し出る手続きをいう。

第3条 相互承認規定

1. 医師の資格

この協定に基づいて派遣され医療・救護活動を行う医師は、所在する国や地域の法令に従って医療行為を行える者でなければならない。

2. 医師の適正

この協定に基づいて派遣され医療・救護活動を行う医師は、世界医師会「災害対策と医療に関するモンテヴィデオ宣言」に基づく「標準能力」を有しているとともに、スフィア・プロジェクト「人道憲章と人道対応に関する最低基準」に示されている以下の6つの必須保健サービスのいずれかの分野を熟知している者でなければならない。

- (a) 感染症サービス
- (b) 子どもの保健
- (c) 性および生殖に関する保健
- (d) 負傷
- (e) メンタルヘルス
- (f) 非感染症

加えて、米国の危機管理ツールであり、災害時における組織運用を定めた緊急時総合調整システム (ICS) を理解していなければならない。

3. 医師の身分

この協定に基づいて派遣され医療・救護活動を行う医師の身分は、派遣する国や地域の締約医師会により提示される。

4. 派遣の申し出と受入れ

両締約医師会が所在するいずれかの国や地域に災害が生じて、海外の国や地域からの医療・救護支援が必要であるといずれかの政府が判断し、且つ、他方の国や地域の政府が支援を申し出た場合に、両政府の権限のある当局の間で医療・救護支援のための医師の派遣の申し出と受入れが確認されることになる。

両締約医師会は、両政府による申し出と受入れが確認されたことにより、実効性のある医療・救護支援を行うための手続きを開始する。

また、両締約医師会は、支援の実施に関する手続きに関して、それぞれの国や地域の政府の権限のある当局と協議を行っておかなければならない。

5. 派遣する国や地域の締約医師会による手続き

前項「4」を踏まえて、派遣する国や地域の締約医師会は、派遣する医師の氏名、性別、資格・適正、及び身分に関する所見が記録され、適格性が証明された書面や電子媒体を作成し、派遣を受入れる国や地域の締約医師会に通告する。

派遣する医師の渡航や物品の輸送は、派遣する国や地域の締約医師会が政府の権限のある当局と協議して実行する。

6. 派遣を受入れる国や地域の締約医師会による手続き

前項「4」を踏まえて、派遣を受入れる国や地域の締約医師会は、災害における医療・救護活動の支援に必要な業務、場所、及び期間を、政府の権限のある当局と協議の上、派遣する国や地域の締約医師会に通告する。

また、前項「5」を踏まえて、派遣を受入れる国や地域の締約医師会は、派遣される医師の適格性が証明されたことを示すカードを交付する。

7. 医療・救護支援の体制

この協定に基づき被災者に対する医療・救護活動を支援する各国等医師会の医療・救護支援の体制は、派遣を受入れる国や地域の政府の権限のある当局と締約医師会により協議され、決定される。

この体制に含まれる事項は、医療・救護活動を行うための医薬品や医療器具等の物資の調達と管理に関する事項、派遣する医師や医療・救護チームの構成員が必要とする生活物資に関する事項、活動を行う期間に関する事項、及び活動場所や活動時間の範囲の指示に関する事項である。

また、派遣する医師や医療・救護チームの活動は、派遣を受入れる被災地域の医師会の指揮調整の下で行われなければならない。

外国の医師資格を有するものは当事国の法令及び指導の下で、最低限の医療行為を行うこととする。

8. 基本的な医療・救護支援のチーム構成

基本的な医療・救護支援のチーム構成は、日本医師会が組成する日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team）の実績を参考に、派遣を受入れる国や地域の締約医師会により決定される。

また、両締約医師会は、活動を円滑に行うため、通訳業務を行う者や、派遣を受入れる国や地域において国際協力の経験を有する医師のチームへの同行に関する協議を行い、これを実行する。

9. 医療・救護支援に関連する事項に対する医師会の取組み

両締約医師会は、被災地域の医療・救護活動を効果的に行うため、それぞれの国や地域の公的組織や民間組織からの支援に対する調整機能を有し、これを実行する体制の構築に取り組むとともに、災害医療支援ボランティアの積極的な活用を図る。

第4条 協議

両締約医師会は、この協定の実施に関して、それぞれの国や地域の政府の権限のある当局との調整を図った上で、相互に緊密に協議する。

また、この協定及び手続き取決めのためのいかなる事項も、両締約医師会間の協議によってのみ解決されるものとする。

第5条 この協定の改正

この協定は、両締約医師会間の書面による合意によって改正することができる。

第6条 この協定の終了

いずれの締約医師会も、他方の締約医師会に対し、この協定を終了させる意思を書面により通告することができる。一方の締約医師会がこの通告を行った場合には、この協定は、他方の締約医師会が当該通告を受領した日に終了する。

以上の証拠として、下名は、各自の医師会から正式に委任を受けてこの協定に署名した。
2010年〇月〇〇日に、英語により本書を作成した。

日本医師会

医師会

会長 横倉 義武

会長